

医政地発 0128 第 4 号
令和 3 年 1 月 28 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

放射線障害防止対策に係る都道府県労働局との連携について

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 81 号。以下「改正省令」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 166 号。以下「改正告示」という。）が、それぞれ令和 2 年 4 月 1 日に公布・告示され、令和 3 年 4 月 1 日から施行・適用されることとなり、改正省令・告示の要点については、「眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る具体的事項等について」（令和 2 年 10 月 27 日付け医政発 1027 第 4 号厚生労働省医政局長通知）（以下「医政局長通知」という。）等を発出し、お示ししたところである。

今般、保健所と労働基準監督署が医療機関に対して、職員の健康管理において適切な指導等を実施するため、都道府県衛生主管部局と都道府県労働局との間で下記のとおり情報共有を行うこととしたので、御了知の上、遺漏なきを期されたい。

なお、都道府県労働局における放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携については、別添のとおり、本日付け「放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について」（令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知。以下「施行通知」という。）により、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から都道府県労働局労働基準部長あて通知している旨申し添える。

記

1. 趣旨

令和 3 年 4 月 1 日以降、眼の等価線量限度は 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルトとなることから、その 1 年間当たりの平均は 20 ミリシーベルトとなる。このため、医政局長通知においては、眼の水晶体に受ける等価線量が年間 20 ミリシーベルトを超えた放射線診療従事者等について、適切な被ばく線量の管理を図るため、作業環境、作業方法、作業時間等の改善を行うとともに、当該「5 年間」で 100 ミリシーベルトを超えることのないよう、随時、累積線量を確認することが望ましい旨を通知したところである。

また、「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」における報告書（令和元年9月24日公表）には、眼の水晶体に受ける等価線量限度の見直し当たって留意すべき事項として、都道府県労働局と都道府県等の衛生主管部局は、医師等が適切な線量管理の下で業務を遂行できるよう情報共有により連携を図ることが望ましい旨が示されている。

こうした状況を踏まえ、本連携については、実効線量又は眼の水晶体の等価線量が1年間に付き20ミリシーベルトを超えて50ミリシーベルト以下の被ばくであった放射線診療従事者等について都道府県労働局と都道府県等の衛生主管部局が情報を共有することで、保健所と労働基準監督署が医療機関に対して、職員の健康管理において適切な指導等を実施することを目的とするものである。

2. 都道府県労働局からの情報提供への対応について

施行通知においては、令和3年4月1日より、都道府県労働局が都道府県衛生主管部局に対し、下記のとおり情報提供を行うこととされている。

- ア 病院又は診療所において、実効線量又は眼の水晶体の等価線量が、1年間に付き20ミリシーベルトを超えて50ミリシーベルト以下の被ばく労働者がいる旨の情報を都道府県労働局が把握した場合には、別紙1に所要事項を記入の上、情報提供すること。
- イ 情報提供は、毎月1回行われること。

都道府県労働局から情報提供を受けた都道府県衛生主管部局は、当該情報提供の対象となった病院又は診療所（以下「対象施設」という。）が保健所設置市又は特別区に所在する場合、所在地の保健所設置市又は特別区に速やかに情報提供を行うこと。

提供された資料（別紙1）については、対象施設に対し、都道府県、保健所設置市又は特別区が医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査（以下単に「立入検査」という。）を行う際の参考資料とされたい。また、立入検査のほか、当該施設に対し、都道府県労働局より情報提供があった旨を連絡する等、注意喚起を行う際の参考資料としても活用されたい。

3 都道府県労働局への情報提供について

情報提供を受けた内容について、対象施設に対する立入検査において実施した指導内容等を、必要に応じ、都道府県労働局へ別紙2により回報すること。（保健所設置市又は特別区においては、都道府県衛生主管部局を通じ、都道府県労働局へ回報すること。）

4 その他

行政機関間の情報提供方法については、上記に関わらず、都道府県労働局等と協議の上、別途取り決めを行っても差し支えない。

事 務 連 絡
令 和 年 月 日

〇〇（都道府県）衛生主管課長 殿

〇〇労働局労働基準部健康主務課長

令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号に基づく情報提供

下記の事業場について、令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号「放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について」の記の 3（1）に基づき、次のとおり情報を提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
<u>（情報提供内容）</u> ☐ 実効線量：年 20mSv 超～50mSv の被ばく労働者数（ 年度） （ 人） ☐ 眼の水晶体の等価線量：年 20mSv 超～50mSv の被ばく労働者数（ 年度） （ 人）		
<u>備考</u>		

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇労働局労働基準部健康主務課長 殿

〇〇（都道府県）衛生主管課長

令和 3 年 1 月 28 日付け医政地発 0128 第 4 号に基づく情報提供

下記の事業場について、令和 3 年 1 月 28 日付け医政地発 0128 第 4 号「放射線障害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」の記の 3 に基づき、次のとおり情報提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
(情報提供内容)		

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について

放射線障害防止対策については、放射線業務従事者（電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 4 条の「放射線業務従事者」をいう。）が眼の水晶体に受ける等価線量限度等に係る電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 82 号。以下「電離則改正省令」という。）及び放射線診療従事者等（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 30 号）第 30 条の 18 の「放射線診療従事者等」をいう。）が眼の水晶体に受ける等価線量限度等に係る医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 81 号。以下「医療法施行規則改正省令」という。）が、それぞれ令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

については、放射線障害防止対策の推進に当たり、都道府県労働局と都道府県等との間で、下記のとおり連携を図ることとしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

なお、本連携については、別添のとおり、本日付け「放射線障害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」により厚生労働省医政局地域医療計画課長から都道府県等衛生主管部（局）長に通知されている旨申し添える。

記

1 趣旨

電離則改正省令による改正後の電離則第 5 条又は医療法施行規則改正省令による改正後の医療法施行規則第 30 条の 27 第 2 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日以降、放射線業務従事者及び放射線診療従事者等が眼の水晶体に受ける等価線量限度は、1 年間に付き 150 ミリシーベルトから 50 ミリシーベルトに引き下げられるとともに、5 年間に付き 100 ミリシーベルトの被ばく限度が追加される。

このため、眼の水晶体に受ける等価線量が年間 20 ミリシーベルトを超え 50 ミリシーベルト以下である放射線業務従事者及び放射線診療従事者等について、事業者又は病院、診療所の管理者がその被ばくを低減し、適切な線量管理を行うよう、都道府県労働局と医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査等を行う都道府県等とが連携して取り組むものであ

る。

2 連携事項

都道府県労働局と都道府県等との間で、実効線量又は眼の水晶体に受ける等価線量が年間 20 ミリシーベルトを超えて 50 ミリシーベルト以下の労働者がいる病院、診療所の情報を共有するものとする。

3 都道府県等衛生主管部局への情報提供等

- (1) 都道府県労働局健康主務課は、電離則第 58 条の規定に基づき、病院、診療所である事業場から所轄労働基準監督署長に提出された電離放射線健康診断結果報告書（様式 2 号）（以下「報告書」という。）において当該健康診断を実施した日（実効線量については令和 3 年 4 月 1 日以降のものに限り、眼の水晶体に受ける等価線量については令和 4 年 4 月 1 日以降のものに限る。）の属する前年の実効線量又は眼の水晶体の等価線量が 20 ミリシーベルトを超え 50 ミリシーベルト以下であった労働者がいる旨の記載がある事業場の情報を、当該報告書を受理した日の属する月ごとにまとめてその翌月の第 7 営業日までに都道府県衛生主管課へ別紙 1 により提供すること。
- (2) (1) で情報提供した事業場に係る都道府県等衛生主管部局の対応については、必要に応じて別紙 2 により情報提供されること。
- (3) (1) 及び (2) に関わらず、都道府県等衛生主管部局と協議の上、別途の取り決めを行っても差し支えないこと。

事 務 連 絡
令 和 年 月 日

〇〇（都道府県）衛生主管課長 殿

〇〇労働局労働基準部健康主務課長

令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号に基づく情報提供

下記の事業場について、令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号「放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について」の記の 3（1）に基づき、次のとおり情報を提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
<u>（情報提供内容）</u> ☐ 実効線量：年 20mSv 超～50mSv の被ばく労働者数（ 年度） （ 人） ☐ 眼の水晶体の等価線量：年 20mSv 超～50mSv の被ばく労働者数（ 年度） （ 人）		
<u>備考</u>		

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇労働局労働基準部健康主務課長 殿

〇〇（都道府県）衛生主管課長

令和 3 年 1 月 28 日付け医政地発 0128 第 4 号に基づく情報提供

下記の事業場について、令和 3 年 1 月 28 日付け医政地発 0128 第 4 号「放射線障害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」の記の 3 に基づき、次のとおり情報提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
<u>（情報提供内容）</u>		